

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第78号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 免許（第1条－第10条）</u></p> <p><u>第2章 試験（第11条－第18条の10）</u></p> <p><u>第3章 建築士事務所（第19条－第21条）</u></p> <p><u>第4章 建築士審査会（第22条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 免許</u></p> <p>（免許の申請）</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定により<u>二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）</u>の免許を受けようとする者は、<u>二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）</u>に、<u>戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）</u>を添えて、<u>知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>法第4条第3項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、前項に規定する申請書に外国の建築士免許を受けていることを証する書類を添えなければならない。</u></p> <p>（免許）</p> <p>第3条 第1条の規定による書類の提出があったときは、知事は、これを審査し、申請者が<u>二級建築士等</u>となる資格を有すると認めたときは、<u>法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）</u>に登録し、申請者に<u>二級・木造建築士免許証（第2号様式）</u>を交付する。</p> <p>2 申請者が<u>二級建築士等</u>となる資格を有しないと認めたときは、知事は、<u>その理由を付した書面をもって当該申請者に通知しなければならない。</u></p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定によって<u>二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号様式による免許申請書に、戸籍抄本を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>法第4条第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、前項の免許申請書に、外国の建築士免許を受けていることを証する書類を添えなければならない。</u></p> <p>（免許）</p> <p>第3条 第1条の規定による書類の提出があったときは、知事は、これを審査し、申請者が<u>二級建築士又は木造建築士</u>となる資格を有すると認めたときは、<u>法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）</u>に登録し、申請者に<u>第2号様式による免許証</u>を交付する。</p> <p>2 申請者が<u>二級建築士又は木造建築士</u>となる資格を有しないと認めたときは、知事は、<u>理由を付し、当該書類を申請者に返却する。</u></p>

(登録事項)

第4条 略

(1)・(2) 略

(3) 二級建築士試験又は木造建築士試験(以下「二級建築士等試験」という。)の合格の年月日及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

(4) 略

(登録事項の変更)

第5条 二級建築士等は、前条第2号の登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、二級・木造建築士登録事項変更届(第3号様式)に免許証及び戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 略

(免許証の再交付)

第6条 二級建築士等は、免許証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、二級・木造建築士免許証再交付申請書(第4号様式)を、汚損した場合にあつてはその免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

2 略

3 二級建築士等は、第1項の規定により、免許証の再交付を申請した後、失った免許証を発見した場合においては、発見した日から10日以内にこれを知事に返納しなければならない。

(免許取消しの申請及び免許証の返納)

第7条 法第8条の2の規定による届出は、同条第1号に掲げる場合については二級・木造建築士死亡届(第5号様式)により、同条第2号に掲げる場合については二級・木造建築士に係る後見・保佐開始審判届(第6号様式)により、同条第3号に掲げる場合については二級・木造建築士欠格事由該当届(第7号様式)により、行わなければならない。

2 二級建築士等は、法第9条第1項第1号に規定する免許の取消しを申請する場合においては、二級・木造建築士免許取消申請書(第8号様式)に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

(登録事項)

第4条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の年月日及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

(4) 略

(登録事項の変更)

第5条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号の登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、免許証及び戸籍抄本を添えその旨を、知事に届け出なければならない。

2 略

(免許証の再交付)

第6条 二級建築士及び木造建築士は、免許証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証再交付申請書に、その事由を記載し、汚損した場合にあつては、その免許証を添え知事に提出しなければならない。

2 略

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定によって、免許証の再交付を申請した後、失った免許証を発見した場合においては、発見した日から10日以内に知事に返納しなければならない。

(免許取消しの申請及び免許証の返納)

第7条 二級建築士又は木造建築士が免許の取消しを申請する場合には、免許取消申請書に免許証を添え、知事に提出しなければならない。

2 二級建築士及び木造建築士が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そうの届出義務者は、死亡の日又は失そう宣告の日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 二級建築士等が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、二級・木造建築士失踪宣告届（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

4 二級建築士等は、法第9条第1項（同項第1号及び第2号を除き、同項第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を抹消した日から5年間保存する。

（住所等の届出）

第9条 法第5条の2第1項の規定による届出は、二級建築士等にあっては、二級・木造建築士住所等届（第10号様式）により、行わなければならない。

（免許証の領置）

第10条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士等に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士等に対して、免許証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

第2章 試験

（実務の経験の内容）

第11条 略

（二級建築士試験の方法）

第12条 二級建築士試験は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）

第13条第1項に規定する基準に従い、学科及び設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。

3 二級建築士又は木造建築士が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ成年後見人又は保佐人は、その審判の日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

4 二級建築士及び木造建築士が法第9条前段又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定によって登録を抹消した名簿を抹消した日から5年間保存する。

（住所等の届出）

第9条 法第5条の2第1項の規定による届出は、二級建築士又は木造建築士にあっては、第3号様式による届出書によらなければならない。

（免許証の領置）

第10条 知事は、法第10条第1項の規定によって二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して、免許証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（実務の経験の内容）

第11条 略

（二級建築士試験の方法）

第12条 二級建築士試験は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）

第13条第1項に規定する基準に従い、学科及び建築設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 略

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添えて、行うものとする。

（木造建築士試験の方法）

第13条 木造建築士試験は、建築士法施行規則第13条の2第1項に規定する基準に従い、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 略

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添えて、行うものとする。

（試験期日等の公告）

第14条 知事は、二級建築士等試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項を公告する。

（受験申込書）

第15条 二級建築士等試験（香川県指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士等試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

2 建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 略

4 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、第5号様式による受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添えて、行うものとする。

（木造建築士試験の方法）

第13条 木造建築士試験は、建築士法施行規則第13条の2第1項に規定する基準に従い、学科及び建築設計製図について、筆記試験により行う。

2 建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 略

4 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、第5号様式による受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添えて、行うものとする。

（試験期日等の公告）

第14条 知事は、二級建築士及び木造建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項を公告する。

（受験申込書）

第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験（香川県指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、第4号様式及び第5号様式による受験申込書に、次に掲げる書類及び写真を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

- 2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士等試験を受けようとする者は、受験申込書に前項に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。

(合格の公告及び通知)

第17条 知事又は指定試験機関は、二級建築士等試験に合格した者の受験番号を公告するとともに、本人に合格した旨を通知する。

2 略

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

第18条 指定試験機関は、法第13条の2第2項の規定により同条第1項に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- (3) 不正行為の事実
- (4) 処分内容及び年月日
- (5) その他知事が必要と認める事項

第3章 建築士事務所

(登録の通知)

第19条 法第23条の3第2項の規定による登録の通知は、建築士事務所登録

(3) 申請前6月以内に、脱帽し正面から上半身を写した縦5.5センチメートル、横4センチメートルの写真

- 2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に、前項に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。

(合格の公告及び通知)

第17条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の受験番号を公告するとともに、本人に合格した旨を通知する。

2 略

(受験者の不正行為に対する措置)

第18条 知事は、不正の方法により二級建築士試験及び木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

2 指定試験機関は、二級建築士等試験事務の実施に関し前項に規定する知事の職権を行うことができる。

3 指定試験機関は、前項の規定により第1項に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- (3) 不正行為の事実
- (4) 処分内容及び年月日
- (5) その他知事が必要と認める事項

(登録の通知)

第19条 法第23条の3第2項の規定による登録の通知は、第6号様式の登録

済証印（第11号様式）を押した登録申請書の副本を交付してこれに代える。

（変更の届出）

第20条 法第23条の5の規定による届出は、建築士事務所登録事項変更届（第12号様式）により、行わなければならない。

（廃業等の届出）

第21条 法第23条の7の規定による届出は、建築士事務所廃業等届（第13号様式）により、行わなければならない。

第4章 建築士審査会

（建築士審査会の庶務）

第22条 略

済証印を押した登録申請書の副本を交付してこれに代える。

（建築士審査会の庶務）

第20条 略

二級 木造 建築士免許申請書				
注意 1 数字は、算用数字を用い、※欄は、記入せず、□のある欄は、該当する□の中に✓印を付けてください。 2 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。		香 川 県 証 紙 欄 (消印しないこと。)		
私は、二級 木造 建築士の免許を受けたいので、戸籍抄本及び建築士法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書を添えて、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ ㊟ 香川県知事 殿				
ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性 別 男□ 女□	
本 籍 (都道府県名)				
住 所 電話番号				
試 験 二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年 合格通知書日付 年 月 日 合格番号 第 号				
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当します。)		いる□	いない□
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。あるときはその罪及び刑		ある□	ない□
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日		年 月 日	
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。あるときはその罪及び刑		ある□	ない□
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日		年 月 日	
4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。あるときはその年月日		ある□	ない□	
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間		ある□	ない□	年 月 日から 年 月 日まで
※ 審 査				
※ 登 録 番 号				
※ 登 録 年 月 日				
年 月 日				
※ 受 付 番 号				

二級 木造 建築士免許申請書				
【記入注意】数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。		香 川 県 証 紙 欄 (消印しないこと。)		
私は、二級 木造 建築士の免許を受けたいので、戸籍抄本を添えて、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ 香川県知事 殿				
ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性 別 男□ 女□	
本 籍 (都道府県名)				
住 所 電 話 局 番				
試 験 二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年 合格通知書日付 年 月 日 合格番号 第 号				
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。		いる□	いない□
	2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。取り消されたことがあるときは、その年月日		ある□	ない□
	あるときはその年月日		年 月 日	
3 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し、罰金の刑に処せられたことがありますか。あるときは、その罪及び刑		ある□	ない□	
※ 審 査				
※ 登 録 番 号				
※ 登 録 年 月 日				
年 月 日				
※ 受 付 番 号				

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級
木造 建築士登録事項変更届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ④
登録番号 二級・木造建築士第 号
登録年月日 年 月 日

次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届出ます。

1 変更事項

登録事項 (全欄記入のこと)		変更後
ふりがな 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
本籍地の都道府県名		

2 変更年月日 年 月 日

3 変更の理由

- 注意
- 1 免許証及び戸籍抄本を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式 (第9条関係) (郵便はがき)

二級
木造 建築士住所等の届出

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日	性別
本 籍 (都道府県名)			
住 所			
電話 局 番			
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
業務の種類別	1 建築設計 (2及び3を除く。) 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 調査又は鑑定 8 手続代理 9 敷地選定等の企画 10 研究又は教育 11 行政 12 その他		
勤務先	名 称		
	所 在 地		
電話 局 番			

- 注意
- 1 業務の種類及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入して下さい。
 - 2 業務種類欄は、該当する数字を○で囲んで下さい。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているもの一つを○で囲んで下さい。
 - 3 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記して下さい。

二級木造 建築士免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名



建築士法施行細則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。

登録番号	二級木造 建築士第 号	登録年月日	年 月 日
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
本籍地の都道府県名			
汚損又は紛失の事由			
汚損又は紛失の 年 月 日			

- 注意
- 1 汚損の場合は、当該免許証を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

学 科 この申込書は、 学科の試験から受験する者の申込書です。	二級木造 建築士試験受験申込書		ふりがな 氏名	※受験番号		
	私は、二級木造 建築士試験を受験したいので、関係書類及び写真を添えて、申し込みます。 年 月 日 香川県知事殿		生年月日 性別	年 月 日	男・女 満 歳	
	氏名 学歴 (義務教育修了後のもの)		本籍 (都道府県名)	住所 電話 局 番		
	学校名	学科科名	修業年限	在学期間	卒業別	勤務先 (部課名まで記入) すること。
		年制	年 月から 年 月まで	卒業 年 中退	勤務先の所在地 (番地まで記入) すること。	
		年制	年 月から 年 月まで	卒業 年 中退	過去の二級木造 建築士試験の受験回数	
注 意		※学 科		建築設計製図	合格番号	
1 記入は、青又は黒のインク又はボールペンを用いて、かい書で書くこと。		合・不・欠		合・不・欠		
2 ※印欄は、記入しないこと。						
3 氏名及び生年月日は、戸籍に記載のとおり正確に記入し、年齢は、学科の試験期日の前日における満年齢とすること。					受付取扱者印	
4 二級木造 建築士試験を初めて受験する者は、受験回数を「0」と記入すること。						
5 この申込書提出後に記載事項に変更があった場合は、直ちに、その旨を高松市番町4丁目1番10号香川県土木部建築課あて書面で通知すること。						
		香川県証紙欄 (消印しないこと。)				

受 験 票 欄 (のりしろ) 表が見えるようにのり付けすること。		証 明 書 等 欄 (のりしろ) 証 明 書 等 の 表 り が 付 け 受 取 申 込 書 と 向 い 合 せ に な
ふりがな 氏 名	生 年 月 日 性 別	
受 験 資 格 と なる 学 歴		注 意
学校名	学 部 科 名	
	昼 夜 間 の 別	1 この欄に 年以前の受験票又は旧制度試験の科目合格通知書をちょう付すること。
	修 業 年 限	2 1の書類をちょう付した者は、卒業証明書等を添付しなくてもよく、また、実務経歴書の欄に記入しなくてもよい。
	卒 業 年 月	3 卒業証明書等及び婚姻等の理由で氏名が変更になっている場合は、戸籍抄本を右の欄にちょう付すること。
実 務 経 歴 書		証 明 書 等 の 表 り が 付 け 受 取 申 込 書 と 向 い 合 せ に な
勤務先 (部課名まで記入) すること。	所在地 (番地まで記入) すること。	
	在 職 期 間	地位職名
	年 月 から 年 月 まで	年 数
		実 務 の 内 容 (具体的に記入すること。)
		※
※		
注 意		
1 ※印欄は、記入しないこと。		
2 現在までの建築に関する実務経歴 (自家営業を含む。) について、古い年代順に記入すること。		
3 他の業務と兼ねて建築に関する実務に従事した期間については、その内容を具体的に記入し、業務全体に対する割合をパーセントで併記すること。		
4 建築に関する業務に在職していても兵役、長期療養等で実務から離れていた期間は、除くこと。		

第5号様式 (第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級 建築士死亡届
木造

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

本人との続柄

電 話 番 号

次の者は、年 月 日に死亡したので、建築士法第8条の2第1号の規定により届け出ます。

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本籍地の都道府県名

4 登 録 番 号 二級 建築士第 号
木造

5 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意
- 1 免許証及び戸籍抄本等死亡の事実を確認できる書類を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式 (第12条、第13条、第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

表面										
二級建築士試験受験申込書					ふりがな氏名		※受験番号			
私は、二級建築士試験を受験したいので、関係書類及び写真を添えて、申し込みます。 年 月 日 香川県知事殿					生年月日 性別		年 月 日		男 女	満 歳
					本籍 (都道府県名)					住所 (都道府県名)
学歴 (義務教育修了後のもの)					住所		電話 局 番			
学校名	学科名	修業年限	在学期間	卒業 中退	勤務先 (都道府県まで記入すること)		電話 局 番			
		年制	年 月 から 年 月 まで	卒業 中退	勤務先の所在地 (番地まで記入すること)		電話 局 番			
		年制	年 月 から 年 月 まで	卒業 中退	過去の二級建築士試験の受験回数	回	二級建築士試験の受験年	年		
注 意 1 記入は、青又は黒のインク又はボールペンを用いて、かき書で書くこと。 2 ※印欄は、記入しないこと。 3 氏名及び生年月日は、戸籍に記載のとおり正確に記入し、年齢は、学科の試験期日の前日における清年齢とすること。 4 この申込書提出後に記載事項に変更があった場合は、直ちに、その旨を高松市番町4丁目1番10号香川県土木建築課あて書面で通知すること。					※判定		建築設計製図		合格番号	
					合・不・欠		受取取扱者印			
					香川県証紙欄 (消印しないこと。)					

裏面									
学科の試験免除申請					学科の試験合格通知書又は建築設計製図の試験受験票欄 (のりしろ)				
私は、年 年に学科試験に合格していますので、今回の学科の試験を免除してください。					上記の合格通知書又は受験票を亡失した等の理由でちよう付できない場合は、次の欄に 年又は 年 二級建築士試験受験時の受験番号及び学科の試験合格番号を記入し、受付係員にその旨を申し出て照合を受けること。				
氏 名					年 二級建築士試験学科の試験合格者名簿との照合欄				
注 意					受検番号				
1 右の欄に 年若しくは 年 二級建築士試験の学科の試験合格通知書又は 年 二級建築士試験の建築設計製図の試験受験票をちよう付すること。					合格番号				
2 姉妹等の理由で氏名が変更になっている場合は、右側の欄に戸籍抄本をちよう付すること。					※ 照合印				
3 ※印欄は、記入しないこと。									

(日本工業規格A列4番)

二級
木造

建築士に係る

後見
保佐

開始審判届

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

Ⓜ

電 話 番 号

次の者は、年 月 日 後見保佐 開始の審判を受けたので、建築士法第8条

の2第2号の規定により届け出ます。

1 氏 ^ふ ^り ^が ^な 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本籍地の都道府県名

4 登 録 番 号 二級 建築士第 号
木造

5 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意
- 1 免許証及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

二級
木造 建築士欠格事由該当届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

㊟

電 話 番 号

欠格事由に該当したので、建築士法第8条の2第3号の規定により届け出ます。

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本籍地の都道府県名

4 登 録 番 号 二級 建築士第 号
木造

5 登 録 年 月 日 年 月 日

6 該 当 事 由 建築士法第7条 第3号 第4号 に該当

罪及び刑.....

刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日

.....年.....月.....日

- 注意
- 1 免許証及び欠格事由に該当する事実を証明する書類を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

二級
木造 建築士免許取消申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

㊤

電 話 番 号

建築士法施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり免許の取消しを申請します。

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本籍地の都道府県名

4 登 録 番 号 二級 建築士第 号
木造

5 登 録 年 月 日 年 月 日

6 取消しを申請する理由

- 注意
- 1 免許証を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

二級
木造 建築士^{そう}失踪宣告届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

本人との続柄

電 話 番 号

次の者は、年 月 日に失踪宣告を受けたので、建築士法施行細則第7条第3項の規定により届け出ます。

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本籍地の都道府県名

4 登 録 番 号 二級 建築士第 号
木造

5 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意
- 1 免許証及び戸籍抄本を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式 (第9条関係)

(郵便はがき)

見出し	二級 木造		建築士住所等届		届出年月日	年	月	日	
	ふ	り	が	な	生 年 月 日	年	月	日	
氏名				性別					
本籍 (都道府県名)									
ふ		り		が		な			
住		所		〒					
登録番号		都道府県		二級木造		第		号	
登録年月日		年		月		日			
業務の種別		1 建築設計 (2及び3を除く。) 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 技能労務 8 調査又は鑑定 9 手続代理 10 敷地選定等の企画 11 研究又は教育 12 行政 13 その他							
勤務先	名称								
	所在地		〒						
		電話番号							

- 注意
- 1 見出し欄には、氏名の最初の3音をカナで記入してください。
 - 2 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。
 - 3 業務の種別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているものを○で囲んでください。
 - 4 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。

第11号様式 (第19条関係) 略

第6号様式 (第19条関係) 略

建築士事務所登録事項変更届

年 月 日

香川県知事 殿

建築士事務所の名称

開設者 住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

年 月 日付け香川県知事登録第 号 建築士事務所の登録事項について、次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第1項の規定により届け出ます。

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日

- 注意
- 1 変更後の登録事項には、ふりがなを付けてください。
 - 2 管理建築士の変更の場合は、所属建築士名簿を添付してください。
 - 3 事務所の所在地の変更の場合は、変更後の電話番号を併記してください。
 - 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 5 正副2部提出してください。

建築士事務所廃業等届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

建築士法第23条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 事 由		1 廃止	2 死亡	3 破産	4 合併による解散	5 破産又は合併以外の事由による解散
建築士事務所	ふりがな					
	所在地	〒 電話 () -				
	建築士事務所の別	一級・二級・木造 建築士事務所				
建築士事務所の登録年月日及び登録番号		年 月 日 香川県知事登録第 号				
届出の事由の生じた年月日		年 月 日				
建築士事務所の開設者と届出者との関係		1 建築士事務所の開設者であった者	2 相続人	3 破産管財人	4 役員であった者	5 清算人

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。